

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和8年2月16日鏡石町農業委員会第31回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和8年 2月 9日 (月)
- 2 会 期 令和8年 2月16日 (月) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和8年 2月16日 (月) 午後2時49分  
閉 会 令和8年 2月16日 (月) 午後3時41分
- 4 会 議 場 所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招 集 委 員  
農業委員  
1番 大塚 光法 君                      2番 根本 竜太郎 君  
3番 鵜沼 雅子 君                      4番 藤島 真理子 君  
5番 白 澤 正 君                        6番 稲田 貴夫 君  
7番 面川 祐吉 君                      8番 円谷 一男 君  
9番 菊地 榮助 君  
農地利用最適化推進員  
8番 込山 信雄 君                      12番 斎藤 博仲 君
- 6 出 席 委 員  
農業委員  
1番 大塚 光法 君                      2番 根本 竜太郎 君  
3番 鵜沼 雅子 君                      4番 藤島 真理子 君  
5番 白 澤 正 君                        6番 稲田 貴夫 君  
7番 面川 祐吉 君                      8番 円谷 一男 君  
9番 菊地 榮助 君  
農地利用最適化推進委員  
8番 込山 信雄 君
- 7 欠 席 委 員  
12番 斎藤 博仲 君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第 3 号 現況確認証明申請について

議案第 4 号 令和 8 年度農作業労働賃金標準額について

開会 午後 2 時 4 9 分

事務局 定刻より若干早いのですが全員揃いましたので、ただいまから第 3 1 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。寒い中ご苦労様です。1 月の研修は皆様にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

今お話にありましたが、米食味の研修があるようです。前回やったデータを見ますとコシヒカリも多少入っていますが、ゆうだい 2 1 が大体を占めているという事ですが、中々ゆうだい 2 1 の種が確保できないとの事です。

天栄の方にとしたらこの食味が出来るのか聞きましたら、季節的に寒暖差がないので天栄の中でも条件のいい場所なのではないかなと思います。

今回研修が天栄村で開催されるとの事ですので、みなさんも是非受講していただければと考えております。

本日は案件が 4 件ですが、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、1 2 番 斎藤推進委員であります。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「6 番 稲田 貴夫 委員」「7 番 面川 祐吉 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>案件は1件になります。</p> <p>番号1 豊郷中地区において畑1筆となっております。権利の種類ですが使用貸借に関する申請でございます。申請事由は農業用倉庫の増築です。</p> <p>転用時期ですが、許可日から令和8年6月30日となっております。目的は農業用倉庫。施設面積はこちら増築でございますので既存の敷地に今回の申請分を加えたものの施設面積となっております。農地区分は第2種農地。都市計画法の該当条項は市街化調整区域でございます。</p> <p>詳細な地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議長	<p>議案第1号について、説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1について地元委員より意見を求めます。</p> <p>1番 大塚委員</p>
大塚委員	<p>議案第1号 番号1についての現地確認は、2月9日（月）私のほか、斎藤推進委員、事務局2名の4名で実施しました。</p> <p>現地では申請人の行政書士と面会し、農業倉庫の増築のための農地転用であることを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
議長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長	<p>挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、ご説明いたします。</p> <p>今回案件は4件であります。</p> <p>番号1 利用権の種類は所有権です。申請地は緑町地区において田8筆、堀米地区において田1筆の合計9筆です。</p> <p>番号2 利用権の種類は所有権です。申請地は東鹿島地区において田8筆となっております。</p>

事務局	<p>番号3 利用権の種類は賃貸借権です申請地は笠石原町地区において田2筆です。10a当たり1万円の賃貸借料でございます。期間が令和8年4月1日から令和18年12月31日となっております。</p> <p>番号4 利用権の種類は賃貸借権です。申請地は鏡田かげ沼町において田1筆です。10a当たり5千円の賃貸借料でございます。期間が令和8年4月1日から令和18年12月31日となっております。</p> <p>詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議長	<p>暫時、休議します。</p> <p>(休議 15:08)</p> <p>(開議 15:10)</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を始めます。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、議事参与の制限について申し上げます。</p> <p>議案第2号 番号3について、「4番 藤島 真理子委員」の親族の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31号及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。</p> <p>従って、本件の審議及び裁決について、「4番 藤島 真理子委員」は退席願います。</p> <p>暫時、 休議いたします。</p> <p>(休議 15:12)</p> <p>藤島委員 退席</p> <p>(開議 15:12)</p>
議長	<p>休議前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>それでは、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積計画(案)に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員でございますので、議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積計画(案)に対する意見の決定について、計画に賛成と決定しました。</p> <p>暫時、休議いたします。</p> <p>(休議 15:13)</p> <p>藤島委員 入室</p> <p>(開議 15:14)</p>

議 長	<p>休議前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第3号 現況確認証明申請について、ご説明いたします。</p> <p>案件は2件になります。</p> <p>番号1 東鹿島地区において、田、現況原野の1筆です。非農地の理由ですが、申請人は令和2年に贈与により当該農地を取得。その時にはすでに耕作されていない状態であった。約15年前から耕作をしていない。現在は雑草灌木が生い茂り原野化している状態である。</p> <p>番号2 東鹿島地区において田、現況原野の2筆です。非農地の理由ですが申請人のうち2名は平成18年に相続により当該農地を取得したが、その時点ですでに原野化していた。平成中期ごろから耕作されていないようであり、雑草灌木により原野化してしまったという事でございます。</p> <p>詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議 長	<p>議案第3号について、説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1について地元委員より意見を求めます。</p> <p>8番 込山推進委員</p>
込 山 推 進 員	<p>議案第3号 番号1についての現地確認は、2月9日（月）私のほか、白澤委員、事務局2名の計4名で実施しました。</p> <p>現地では申請人の行政書士法人の担当者と面会し、太陽光発電設備のための敷地として検討している旨、説明を受けました。</p> <p>現地は、約15年前から耕作されておらず、雑草・灌木類が生い茂り原野化しており、農地として戻すのは困難であることを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて番号2について地元委員より意見を求めます。</p> <p>8番 込山推進委員</p>
込 山 推 進 委 員	<p>議案第3号 番号2についての現地確認は、2月9日（月）私のほか、白澤委員、事務局2名の計4名で実施しました。</p> <p>現地では申請人の行政書士法人の担当者と面会し、太陽光発電設備のための敷地として検討している旨、説明を受けました。</p> <p>現地は、申請者が相続した平成18年にはすでに耕作されておらず、現時点においても原野化した状態であり、農地として戻すのは困難であることを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、番号1及び番号2の農地については、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請について、番号1及び番号2の農地については、非農地と判断することに決定しました。

議長 暫時、休議します。  
(休議 15:19)  
(開議 15:19)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長 次に、議案第4号 令和8年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 令和8年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定についてご説明いたします。  
日雇作業、請負作業の標準額(案)の金額は記載のとおりです。  
次のページには令和7年度、令和8年度の比較表が記載されています。  
次のページは、令和2年度から令和8年度(案)の農業労賃改定経過が記載されています。表記のとおり、ほぼ全て金額を上げる形になっております。  
一番下の表の福島県最低賃金の改定の状況が記載されています。令和6年10月5日から1時間当たり955円から、令和8年1月1日から1時間1,033円に変更となりました。その下の欄に福島市消費者物価指数で、昨年度11月が109.7%でしたが、今年度11月は112.9%。賃金が約8%、消費者物価指数が3.2%増という形で、これをもって金額の改定案を作成いたしました。  
日雇作業分につきましては、最低賃金約8%引き上げという事でその分を令和7年度に8%を上昇させております。その他請負作業につきましては、人件費及び物価の上昇も見込まれることから、人件費の約8%上昇分及び、福島市の消費者物価指数3.2%増、こちらを加味した分と、国の方でだしている令和2年からの消費者物価指数の上昇率が13%であるという事も加味しまして、その中間を採用して請負作業の金額を設定しております。  
考え方としては物価上昇プラス人件費を請負作業の上昇として、日雇作業に関しては人件費の上昇をみた案でございます。  
最後にこちらの標準額(案)を設定しましたが、ほ場条件は乾田を標準としています。そして、ほ場条件、収穫量等に差異がある場合は、当事者間で調整という形で記載させていただいております。  
以上で説明を終わります。

議長 議案第4号について、説明が終わりました。

議長 それでは、審査のため暫時、休議いたします。

(休議 15:27)

審査中

(開議 15:39)

議長 休議前に引き続き会議を開きます。

審査の結果、議案第4号 令和8年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、日雇作業の田植、水田除草、稲刈り、その他一般の単位8時間の標準額8,400円を8,800円とし、その他は原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第4号 令和8年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、日雇作業の田植、水田除草、稲刈り、その他一般の単位8時間の標準額8,400円を8,800円とし、その他原案のとおり決定しました。

その他の件について、委員の皆さんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第31回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 3 時 41 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長

印

署名委員

6番

印

署名委員

7番

印